



冤罪・布川国賠ニュース

第29号 2018.6.14

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

**冤罪の責任を明らかに!! 再審事件の国賠を勝ち取ろう!!
法廷を支援者で埋め尽くそう!!**

桜井昌司さん、恵子さん、お姉さん尋問!

7/24(火) 13:15～ 東京地裁 103号法廷

当日スケジュール

- 11:00～11:30 東京地裁要請行動
- 11:30～12:30 裁判所前宣伝
- 13:15～16:00 布川国賠裁判傍聴（東京地裁103号法廷）
- 16:30～17:30 報告集会・記者会見
- 17:30～19:30 懇親会

※ 傍聴券が発行されます。交付時間は、7月以降の裁判所のホームページでご確認ください。

【報告集会】NS虎ノ門ビル3階

(東京都港区西新橋1丁目6番15号)

- ※ 銀座線 ⇒ 虎ノ門駅9番出口
- ※ 三田線 ⇒ 内幸町A4a出口
- ※ 丸の内/千代田/日比谷線 ⇒ 霞ヶ関駅C3出口

【懇親会】同ビル11階

懇親会費：4000円



第7回総会報告

5月12日(土)15時から日比谷図書文化館で23名が集まり、第7回総会が開かれました。

桜井さん～

冤罪を許さない闘いを広げたい

原告桜井さんは、国賠裁判の原告を体験して、改めて裁判の実態を知った。あくまで真実を隠す検察警察に対する裁判所の姿勢に真実の究明に絶望的だと感じたが、自分は楽観的。真実は明らかになる。6月11日の袴田さんは勝つだろうし、7月の日野町事件も100%再審開始と思う。検察警察に責任を取らせようとする再審事件の国賠裁判も増えるだろう。大崎事件の弁護団を中心に再審法を変えようという戦いも一気に力を得てくるだろう。冤罪を許さないという波が来るだろう。嘘をついた検察警察は許さないという当たり前の声を、確信をもって広げたいと述べました。

救援会中央本部坂屋さん～

共に検察官上訴禁止と全面証拠開示の闘いを

連帯のあいさつに立った日本国民救援会本部の坂屋さんは、大崎事件の原口さんのような高齢な方に再審開始決定が出て検察が何度も不服申し立てをしてまだ最高裁にある。冤罪を無用に長引かせる検察官上訴の禁止すべき法律を作るべきだ。また、有罪とするのに必要な証拠だけが出させばいいとする今の制度では真実が明らかにならない。全面証拠開示が必要だ。共に闘いましょうと述べました。

弁護団報告 谷萩陽一弁護団長～

1、簡潔な集大成の第30準備書面を提出

弁護団報告に立った谷萩陽一弁護団長は、布川国賠訴訟の到達点と展望と題して、報告を行いました。布川国賠は、2012年11月提訴後、証拠開示の闘いが続いていた。昨年2017年3月に杉山さん初期の録音テープについて文書提出命令が確定し、通常の裁判に戻った。3月に裁判体の2名が交代したの

で、新たな裁判官に向けて改めて簡潔な書面を提出した。

第30準備書面は原告がこれまで主張してきたことをまとめた書面。機会があったらご覧いただけると原告の主張の大筋をわかっていただける。

私たちは捜査・起訴・公判活動のすべての場面で違法を主張している。特に私たちが重視しているのは、有元検事が証拠不十分で不起訴と判断した後、吉田検事が担当することになり、不起訴決定後に出てきた客観的証拠がすべて嫌疑がない方向のものだったのに、自白や目撃証言といった供述証拠を無理やり捻じ曲げて起訴した点。

今回の第30準備書面にはとくに山本弁護士作成の図がついている。布川事件の50年にわたる違法行為を一覧でき、吉田検事の役割を端的に明らかにするもので、是非ご覧いただきたい、と述べました。(※支援する会のホームページにUP致しました)

2、再審事件で国賠を認めさせたい

再審事件で裁判所が国賠を認めたものは、弘前大教授夫人殺し事件の第1審だけで他にはない。布川事件で国賠を認めさせることは、布川事件が検察警察の違法行為によって起きた冤罪であることを裁判所が認めるもので、冤罪をなくすために大変意義のあることである。

3、7/24の尋問を傍聴にお集まり願いたい

この尋問は、桜井さんの受けた損害だけでなく、検察警察の行為の違法性にもかかわってくる。桜井さん自身の、お姉さんが感じ恵子さんが見た桜井さんの苦しみが尋問で明らかになる。勝訴判決の材料は十分そろっているが、尋問は勝利への決め技になる。ぜひ法廷をいっぱいにしていただきたい。

活動方針～判決に向けて活動を強化する

中澤宏事務局長は、年内あるいは年度内の判決が予想されることから、布川国賠最大の山場である7月24日の尋問、9月19日の結審に多くの参加を呼びかけ、結審後判決前の時期での桜井さんのライブを行うなどの方針を明らかにしました。

「これから！」

桜井昌司

先日、新しく着任した裁判官との進行協議がありました。内容は前任者の決めた証人尋問などの実施方法の確認でしたが、朝倉裁判長は自信漲る言葉で仕切るタイプでしたけども、新しい裁判長は、ごく普通の人に感じました。でも、なるべく早く終わらせて法廷を出たいと思っているのではないかと感じました。

どのような裁判官であったとしても、私たちの闘いは裁判官を説得して事実を認めてもらい、公正な判断をさせることに尽きます。裁判を歪めて嘘を語ってきた警察と検察が許されるのか、この一点が問題です。最後になる本人尋問では、そこに集中して裁判官を説得出来るように話したいと思っています。

このところ、獄友が上映されている影響でしょうか、歌を唄う機会が増えています。上手な歌手は沢山いますし、それらの方々に比較できるような私ではありませんが、冤罪体験を言葉と感性で表現した私の歌は、その点だけで人様に受け入れて頂けるようです。有り難いことですし、10月に行うことが決まった小室等さんなどとのコンサートは、また闘いに大きな力になるのではないかとと思っています。

先日、台湾のイノセンスプロジェクトから「8月の総会で基調講演をして欲しい」と依頼が来ました。日本で活動する方がご紹介くださったようです。

獄友を制作された金監督は「カンヌなどの海外での映画祭に出品する」と言っておられます。警察と検察が証拠の捏造と隠滅を行うという日本の特殊な冤罪の実態と、それゆえに人生を歪められて闘う獄友たちの姿が、今度は全世界に知られることになるのでしょうか。

多くの冤罪を作り、それらが明らかになっても反省しない警察と検察。何があっても変わらないし、変わらなくても存在できると考えているらしい警察と検察ですが、そこに変革の楔を打ち込む私の闘いは、これから始まるのではないかと感じ始めています。

待たされた袴田事件の東京高裁決定は、このニュースが発行される前に出ています。いろいろと取材が、私のところにも来ていますが、再審開始決定は揺るがないと確信しています。その取材の中で質問されて「6月11日に勝つのは当然。勝つだけではなくて袴

田巖さんを犯人にするために警察と検察が行った犯罪行為が裁かれる始まりになる日だ」と言いました。

7月11日には、今度は滋賀県の日野町事件です。阪原弘さんを犯人にするために警察が行った証拠捏造行為は犯罪です。その犯罪行為を成立させるために検察が行った証拠隠しと嘘も、また犯罪です。

どちらも、必ず罰すべき権力の不正です。今、日本では「森友・加計」問題での政治を筆頭に、あらゆるところで醜い嘘が語られています。嘘が蔓延しています。こんな日本で良いと思う人は少ないはずですよ。正義と真実を求める冤罪被害者の闘いは、今や日本を正す闘いでもあるのではないのでしょうか。

昔、私は日記の中で「自分の全能力を使って冤罪を明かす」と書いていました。いま、もう一度、「自分の全能力を使って正義と真実の通用する司法実現のために闘う！」と書きたいと思っています。

来週からの北海道、九州、島根行きでは、また冤罪仲間と刑務所で面会してきます。

私は自分の闘いを身に染みて知っているせいですが、今の情勢を明るく感じています。20年前、再審は無理、不可能とさえ思っていました。しかし、今や、闘えば勝つ、必ず勝てる、と言えます。それは、再審を難しくしている原因が明確だからです。言うまでもなく検察の証拠隠しです。そして、裁判所の優柔不断です。

各事件の闘いが裁判所を激励して、検察が隠し続ける証拠を出させることができるならば、どの事件も勝ちます。ですから、私の役目は仲間の力になる闘いを続けることにあると思っています。少し裁判が伸びても、何も影響はありません。まだ遠い道のりとはいえ、道理の通る司法の実現は近づいています。

皆さんは「獄友」見て下さったでしょうか。

冤罪の不条理、それを正せない日本の司法、挫けずに負けずにメゲずに闘う5人。少しずつ映画にマスコミなどの関心が高まっています。「森友」も「獄友」も嘘を許さない闘いです。道理は私たちにあります。嘘を語り続ける警察と検察に負けるわけがありません。負けるわけにはいきません。

皆さん、お力添えをお願いいたします。



★★★ お知らせ ★★★

「NO MORE ENZAI 桜井昌司と仲間たちによるチャリティーライブ2018」

第1部 獄中で生れた歌と詩

歌 桜井昌司、ピアノ 鈴木光介

詩朗読 田中泰子、ゲスト 佐藤光政

第2部 桜井昌司と獄友イノセンスバンド

小室等、こむろゆい、河野俊二、

竹田裕美子、李政美、中川五郎

とき 10/29(月)18:30 開演 (17:30 開場)

ばしょ きゅりあん 1F 小ホール

(JR 京浜東北線大井町徒歩 1 分)

チケット 2000 円 (前売り券 1500 円)

※同封の郵便振替用紙でお申し込みください。前売り券をお送りします。

「くり返すな冤罪！市民集会Ⅱ」

とき 6月21日(木)18:30 開会

場所 文京区民センター3A

資料代 500 円

講演 再審開始決定に対する検察官の上訴は許されるのか？

井戸謙一弁護士 (元裁判官)

当事者アピール

西山美香さん (湖東記念病院事件)

青木恵子さん (東住吉事件)

弁護団報告 松橋事件、大崎事件

トークと歌 鴨志田祐美弁護士、桜井昌司さん

★署名をありがとうございます★

署名数 総計 15,706 筆！

(6月8日現在 敬称略)

南紀代子(33)、川上邦美(40)、救援会広島県東部支部(15)、救援会北海道本部(10)、救援会兵庫県本部(11)、救援会神奈川県相模原支部(290)、救援会神戸西区支部(45)、救援会広島県本部(30)、救援会大阪府本部(48)、救援会愛知県本部(79)、救援会徳島県本部(20)、救援会北九州総支部(54)

★冤罪の責任を問う布川国賠を支援する会の活動にご協力ください！

・年会費 1口 1000 円/1 年

・郵便振替

口座番号 00170-8-485425

口座名 布川国賠を支援する会

日程経過

4月7日(土)13:00~17:00 法制化へ向けてー

再審における証拠開示シンポジウム/日弁連

4月23日(月)18:30~大崎事件報告集会

5月19日(土)15:00~第7回総会

6月11日(月)袴田事件不当決定

当面の行動予定

6月21日 18:30~くり返すな冤罪！市民集会Ⅱ
(文京区民センター3A)

7月24日(火)13:15~口頭弁論(103号法廷)

16:30~報告集会

17:30~懇親会

11:00~裁判所要請

11:30~地裁前宣伝

8月25日(土)14:00~なくせ冤罪！市民評議会「総会」

(文京区民センター3C)

9月19日(水)10:00~最終意見陳述、結審

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-26-12 高田馬場ビル 405 号室

Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798

ホームページ: <https://fukawakokubai.jimdo.com/>

E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏